

熱中症警戒アラート発表時の対応（HP用）

1 熱中症警戒アラートとは

熱中症の危険性が極めて高い暑熱環境が予測される際に、環境省・気象庁が、新たに暑さへの「気づき」を呼びかけ、国民の熱中症予防行動を効果的に促すための情報提供のこと

2 熱中症警戒アラート発表時の対応

【前日 17:00 以降】

- (1) アラート情報（翌日の予報）の入手
 - ①管理職②主幹教諭③保健主事④養護教諭（番号は優先順位）
- (2) アラート発表時、学びポケットで全職員に周知
- (3) 翌日の対応を検討
 - ・登下校 体調確認、休息、水分補給についての注意喚起
 - ・体育授業 内容の変更等の検討
 - ・各種行事等 内容の変更等の検討
 - ・部活動 暑さ指数を計測しながらの活動

【翌日 8:20 以降】

- (4) アラート情報（当日の予報）の入手 ⇒変更があった場合は、学びポケットで職員に周知
- (5) 暑さ指数計の設置と暑さ指数に応じた対応（各活動場所）
 - ・昇降口 ・テニスコート ・グラウンド ・ふれあいの丘（野球） ・体育館 ・武道場

3 熱中症警戒アラート発表時の暑さ指数に応じた判断・対応

活動場所における暑さ指数に応じた教職員の判断や行動は、次のことを目安にして行う。

暑さ指数	管理職	活動等の責任者	各担当者
3 1	【屋内外で身体を動かす活動】 ○原則中止（休止、延期、実施形式の変更等）を検討し、指示 【屋内の活動】 ○実施形式の変更 もしくは中止を検討し、指示	①生徒等の健康状態の情報収集 ②活動場所の環境状態の把握 ③活動等の中止、実施形式の変更等について検討 ④管理職に報告し、判断を仰ぐ	①活動を一旦休止 ②生徒等の健康状態の確認 ③活動場所の環境状態の確認 ④活動等の責任者に報告 ※中止で下校させる場合は、下校時の注意喚起を行う
2 8	○活動時間の短縮等を検討し、適宜必要な指示 ・活動時間の短縮 ・活動内容の変更 ・休息を入れる間隔 ・水分・塩分補給	①生徒等の健康状態の情報収集 ②活動場所の環境状態の把握 ③活動等の変更等について検討し、活動を実施 ④必要に応じて、管理職に報告し、判断を仰ぐ	①生徒への体調把握・管理の徹底を指示 ②生徒等の健康状態の観察の徹底 ③活動場所の環境状態の確認 ④活動等の変更等について検討 ⑤必要に応じて活動等の責任者に相談
2 5	○状況把握に努め、適宜必要な指示	①暑さによる体調不良の生徒等がいれば、状況を把握 ②活動場所の環境状態の把握 ③必要に応じ管理職に報告	①生徒への体調把握・管理の徹底を指示 ②生徒等の健康状態の観察の徹底 ③活動場所の環境状態の確認
2 1			③活動場所の環境状態の確認